

# 新設された「任意成年後見制度」



## ～元気なうちに後見人を決めて委任契約を～



今元気なうちに、自分のためや配偶者のため、子供のために自分の意志で代理契約を結ぶ「任意後見制度」があります。

### 【任意後見制度の流れ】

今元気で正常

公証人役場 任意後見契約を結ぶ

判断が喪失したら

家庭裁判所 任意後見人が申立て

家裁手続きー審問、調査、鑑定、審判

家裁 任意後見監督人選任

任意後見開始

### もし判断能力が低下したら

万-Yさんが脳梗塞などで心身が不自由になったときは、S子さんが家裁に申立てをして、所定の手続きを開始して「審問」、「調査」、「医師の鑑定」を経て審判が下ります。そして家裁が任意後見監督人を選任して初めてS子さんの職務ができるようになるという仕組みや流れがよく理解できました。

### かかった費用

公証人役場で手数料 11,000 円、登記費用関係 5,400 円などを支払い、契約書を手に公証人役場を後にしました。

Yさんは深い安堵感を覚えると同時に、この停止条件付き契約がいつ発効するのか、その時自分はどんな状態なのだろうか、と複雑な思いが胸をよぎりました。

### エンディングノート(もしもノート)

Yさんは以前から人生のエンディングについて関心があり「もしもノート」を購入していました。その中で任意後見制度について知ったのです。『私自身に判断能力がなくなったとき』の項目に「任意後見契約を結んでいます」という欄があり任意後見人の氏名、住所を記入するようになっています。

遺言・相続も大切だが、その前段階の入院や介護、施設に入所などの終末期のことがもっと重要だし、その時自分の心身が不自由になっていたらと思い至ったのが、任意後見契約を結ぶ動機となりました。

### 誰に任意後見人を頼むか

Yさんは、70歳になったのを機に、今後次第に老齢になってゆく自分のことが気になり任意後見制度を考えることにしました。

まず任意後見人を誰に頼むか。子供のいないYさんは、同世代で病弱な奥さんでは無理だと考え、小さい時から可愛がってきた妹の子である姪のS子さんを任意後見人としました。

### 公証人役場に向く

必要書類を整え、Yさん夫妻とS子さんは目黒の公証人役場に赴いて、無事YさんとS子さんは任意後見契約を結んだのです。ここでのキーポイントは代理権目録で、後見が開始した時にS子さんができる特定の行為が列記されています。この時点でYさんが受任者であるS子さんにどんな代理権を与えたかという契約内容が登記されることとなります。



誰にもくる人生の終末期。Yさんのように決断し、行動に移す人はまだまだ少ないのが現状です。(17年度 全国で4,800人)

